

第14回 参与との意見交換 議事要旨

日時：平成28年10月14日（金）16:00～18:00

場所：中央合同庁舎第4号館会議室6-1

出席者：

[参与]石戸谷 豊、河野 康子、小早川 光郎、吉川 萬理子

[消費者庁]長官、次長、東出審議官、小野審議官、吉井審議官、福岡審議官、総務課長
ほか

主な議題：

(1) 最近の消費者行政の動向について

議事概要：

(1) 事務方から資料1～資料3-4に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。

- ・ 徳島に新オフィスを立ち上げるにあたって、財源と人材の確保について、現体制を維持しつつ、新たに全国的に手足のない消費者庁と消費者行政において、西日本の拠点を確保したと理解したい。結果的に大山鳴動したが大したことにはならなかったということのないように消費者行政のテリトリー、幅を広げていただきたい。
- ・ 徳島県内で研修を実施する場合に鳴門までは関西からだと2時間半程度で行くことができるが、鳴門から研修所までが遠く不便であると感じている。また、研修終了後、公共交通機関が利用できないことがあるとも聞いている。
相模原での研修を希望する者は、東京の先生の講義が聞きたい、新しい話を聞きたいのであり、徳島ではそれが望めないのではないかと懸念している。
- ・ 資料1に徳島では落ち着いた環境で業務ができると記載されているが、ついでに寄ることや他省庁との交流がなくなるのではないか。
徳島関係予算として7.2億円の要求をしているとのことだが、それが満たされなかった場合はどれくらいのことができるのかは再検討すべきではないか。
- ・ 徳島に新しいオフィスを立ち上げるのであれば、徳島県に設置している意味のあるプロジェクトであるべきである。
- ・ 今年度行動経済学の研究について要求しているが、消費者庁で行う行動経済学の研究であれば、単に消費者行動だけを見るのではなく、施策に反映できるような研究にしていきたい。
- ・ 東京と地方にそれぞれ軸足において全国的な施策を展開することで行政のパフォーマンスが上がるということができれば、消費者庁に限らず重要な意味を持つのではないか。
3年間で、霞が関の業務のスタイルを変えることができれば、他県にも広げていくこと

ができるのではないか。

(2) 事務方から資料4、5に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。

- ・ 来年の通常国会では成人年齢引下げの法案が提出されると聞いており、3年程度しか猶予はない。成人年齢引下げの検討が開始されて以降、消費者庁ができ、消費者教育を進めてきたというが、十分であろうか。契約に関して不利になるであろう18~20歳までの方々への支援を積極的に取り組んでいただきたい。
- ・ 成人年齢引下げについて高校生に教育することも必要だが、大学1、2年生においてはアルバイトを始める人が多い。また、消費者の意識も社会人になるまでは低く、非常に危険な年齢層になると思うので、こういった学生を対象にした政策も考えていただきたい。
- ・ 経済産業省と消費者庁の共管である割賦販売法改正法が提出されると聞いている。クレジットカードは普及しているが、使用方法やクレジットカードのセキュリティについての理解が不十分で、海外と比べ遅れている。使用方法等も含めて消費者庁も何らかの形で応援していただきたい。
- ・ トクホは消費者庁と食品安全委員会の関与により機能性と安全性が担保されているはずなのでトクホ取消しの事案は残念である。入り口は広くても構わないが、その後の検証や評価、監視、指導をすることが消費者の安全につながるのではないか。
- ・ 機能性食品表示について、規制緩和で入り口を広げるのは良いが、国が企業に任せるだけで良いのかはもう一度検討していただきたい。
- ・ 原料原産地表示について、消費者は容器包装に記載されていることが正しいという前提で商品の選択を行っている。表示の充実も望むところではあるが、表示の信頼が消費者側からすると非常に重要である。
- ・ 食品表示について、消費者も勉強してほしいと、消費者庁は言うが、勉強しなければ理解できない表示に意味はあるのか。消費者庁がどこを向いて仕事をすべきか考えていただきたい。
- ・ 原料原産地表示の正しさは、誰が担保してくれるのか。トクホの二の舞にならないように、消費者の信頼を裏切らないでほしい。農業の生産者や製品の製造者への配慮も必要だが、消費者への配慮が抜けている。消費者庁は、消費者にとって何が良いかを考えてほしい。
- ・ 消費者行政推進交付金について有効に使われているかを検証する必要があるのではないか。